

中小企業と大手企業における 貿易取引実務にかかわる諸相

—2018年愛媛アンケート結果—

吉 田 友 之

はじめに

筆者は2018年に愛媛県に所在する貿易業者を対象として、トレード・タームズ（貿易定型取引条件）に関するアンケート調査を実施した。その調査は、1999年に初めて実施したが、この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点観測的に実施することで一層の説得力が生じるようになると考え、つづいて2003年、2008年、2013年と4度にわたる調査を行ってきた。これら都合5回の調査により、地方に所在する貿易業者が使用するトレード・タームズを中心に時系列的な使用実態を明らかにすることができた。また、貿易業者がトレード・タームズを使用するに際し、いかなる規則に準拠しているのか、いかなる規則にも準拠していない場合その理由は何なのか、紛争解決方法の規定はなされているのかなどについても明らかにすることができた。もちろんこのような定点的観測の重要性は変わらないが、それらとは別にこれらの結果は、果たして大手企業においても通用するのかについて疑問を抱いた。そこで2018年の調査において中堅・中小企業と大手企業を対象を区別することで、両者の共通点や相違点について比較考察したい。さらに、筆者が2012年に実施した、資本金別のトレード・タームズに関するアンケート結果¹⁾も参考として比較考察したい。

第1章ではアンケート調査の概要について述べ、第2章では、単純集計結果の比較分析として、1、利用運送手段、2、トレード・タームズの決定者、3、使用経験のあるトレード・タームズ、4、未使用であるが理解しているトレード・タームズ、5、FOB、C&F (CFR)、CIFの使用理由、6、FCA、CPT、CIPの使用打診の有無とその結果、7、FCA、CPT、CIP

1) 吉田友之「トレード・タームズの使用動向に関する時系列的考察—在阪貿易業者を対象とした2012年アンケート調査より—」『日本貿易学会年報JFTAB』第51号、日本貿易学会、2014年3月、3～13頁。〔以下、吉田論文a〕吉田友之「トレード・タームズの使用時の準拠規則に関する一考察—大阪所在の業者を対象としたアンケート調査より—」『研究年報』第73号、国際ビジネスコミュニケーション学会、2014年9月、7～13頁。〔以下、吉田論文b〕

の被使用打診の有無とその結果, 8, 紛争解決方法規定の有無, 9, ウィーン売買条約の認識度について, 中堅・中小企業と大手企業の比較考察を行いたい。

第1章 調査概要

1 調査テーマ

トレード・タームズ(貿易定型取引条件)に関するアンケート調査。

2 調査の実施期間

2018年11～12月。

3 調査対象者

ジェトロ愛媛貿易情報センターのホームページで公開の, ジェトロ愛媛貿易情報センター, (公社)愛媛県産業貿易振興協会『愛媛県国際取引企業リスト2018』2018年3月の企業リストに掲載中, 取引形態の項目で直接輸出(直接・間接輸出併用を含まない)ないし直接輸入(直接・間接輸入併用を含まない)との記載のある全業者。

4 調査の実施方法

アンケート票, アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状, 返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し, 返送を依頼した(いわゆる郵送調査法)。

アンケート調査票などを郵送し, 返送を依頼した(11月)。

5 回答者数

アンケート調査票送付総数172件で回収数69件であった。そのうち有効回答数66件で, 3件は「直接貿易は行っていない」など無効回答であった。したがって, 回収率は40.1%²⁾, 有効回収率は38.4%³⁾, 無効回答を除く有効回答率は39.1%⁴⁾であった。

2) 69件÷172件

3) 66件÷172件

4) 66件÷(172件-3件)

第2章 単純集計結果の比較

1 利用運送手段

1) 結果の比較

「貴社が主に利用している運送手段はどれですか」について質問したところ、次の回答を得た。

利用運送手段〔上段：回答者ベース⁵⁾〕(下段：回答数ベース⁶⁾) (単位%)
(○印は回答があった選択肢, 以下同じ)

		定期コンテナ船	定期・不定期航空機	定期在来船	不定期バラ積み船(備船を含む)	その他	不定期タンカー船(備船を含む)
中小企業	[65件] (95件)	52件 [80.0] (54.7)	23件 [35.4] (24.2)	9件 [13.9] (9.5)	8件 [12.3] (8.4)	3件 [4.6] (3.2)	0件 [0.0] (0.0)
大企業 ⁷⁾		○	○				

2) 結果の分析

中小企業では、回答者ベースでは、「定期コンテナ船」は1.3社に1社、「定期・不定期航空機」は2.8社に1社、「定期在来船」は7.2社に1社、「不定期バラ積み船」は8.1社に1社、「その他」は21.7社に1社の回答頻度となっていた。回答数ベースでは、「定期コンテナ船」は約5割5分、「定期・不定期航空機」は約2割5分、「定期在来船」は約1割、「不定期バラ積み船」は1割弱などの回答比率となっていた。

大企業では、「定期コンテナ船」、「定期・不定期航空機」を使用していた。

現在、世界の主要定期航路のみならず地方港と外国諸港を結ぶいわゆるフィーダー航路でもほぼ100%のコンテナ船化が完了していることからすると、「コンテナ船」利用とした高い回答頻度は当然の結果であるといえる。また航空機による貨物輸送はとくに付加価値の高い商品については従来から行われていたが、それはあくまでも船舶運送に対する補完的意味合いの強いものであった。しかし航空機輸送の頻度はやがては頭打ちとなるようにならうが、現行では航空機輸送はその範囲を脱して立派に一個の運送手段として独り立ちするまでに成長したといえる。

利用運送手段については、企業規模に関わりなく概ね差異はなく同様の使用傾向がみてとれた。

5) 回答頻度を示す(回答者が選択回答した割合)。

6) 回答比率を示す(全回答数からみて選択回答の占める割合)。

7) 愛媛県に本店を置く東京証券取引所一部上場企業。

2 トレード・タームズの決定者

1) 結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズの決定者は誰ですか」について質問したところ、次の回答を得た。

		貴社 (自社)	一概に誰とはいえない	取引先	その他
中小企業	(65件)	30件(46.2)	27件(41.5)	8件(12.3)	0件(0.0)
大企業			○		

2) 結果の分析⁸⁾

中小企業では、「貴社 (自社)」は約4割6分、「一概に誰とはいえない (ケースバイケース)」は4割強、「取引先」は1割強の回答比率となっていた。

大企業では、「一概に誰とはいえない (ケースバイケース)」を選択していた。

トレード・タームズの決定者については、中小企業は大企業と比べて「貴社 (自社)」の比率が若干高くなっていた。むしろそれは大企業の方が高くなりがちであると予想していたがそのようにはなっていなかった。しかし「一概に誰とはいえない (ケースバイケース)」はもちろん「貴社 (自社)」の場合も含んでいることから、基本的に企業規模に関わりなく概ね差異はなく同様の使用傾向がみてとれた。

適正なトレード・タームズを使用するの否かに対して「自社」の果たす役割は大きいといえよう。

3 使用経験のあるトレード・タームズ

1) 結果の比較

「貴社が実際に使用したことがあるトレード・タームズは何ですか」(複数回答可)について質問したところ、次の回答を得た。

8) 問「トレード・タームズの決定者」の回答選択肢は「貴社」としているが、回答者からすると「自社」となるため本文中では「自社」を併記していた。

使用経験のあるトレード・タームズ〔上段：回答者ベース〕（下段：回答数ベース）（単位％）

		FOB	CIF	CFR ⁹⁾	EXW	FOA ¹⁰⁾	DDU ¹¹⁾	CIP
中小企業	〔64件〕 (205件)	46件 〔71.9〕 (22.4)	41件 〔64.1〕 (20.0)	39件 〔60.9〕 (19.0)	21件 〔32.8〕 (10.2)	19件 〔29.7〕 (9.3)	6件 〔9.4〕 (3.0)	6件 〔9.4〕 (3.0)
大手企業		○	○	○	○		○	

FCA	CPT	DDP	DAT ¹²⁾	DAP ¹³⁾	FAS	DES ¹⁴⁾	DEQ ¹⁵⁾	DAF ¹⁶⁾
5件 〔7.8〕 (2.4)	5件 〔7.8〕 (2.4)	5件 〔7.8〕 (2.4)	5件 〔7.8〕 (2.4)	4件 〔6.3〕 (2.0)	1件 〔1.6〕 (0.5)	1件 〔1.6〕 (0.5)	1件 〔1.6〕 (0.5)	0件 〔0.0〕 (0.0)
○	○	○						

2) 結果の分析¹⁷⁾

この結果から実際に使用されているトレード・タームズの状況を把握することができる。

中小企業では、回答者ベースにおいて、在来船用のトレード・タームズであるFOBでは1.4社に1社、CIFでは1.6社に1社、CFRでは1.6社に1社の高い使用頻度となっていた。FASでは64.0社に1社の極めて低い使用頻度となっていた。FOB Airport (FOA) では3.4社に1社のFOB、CIF、CFRにつぐ使用頻度となっていた。

つぎにいわゆるコンテナ・トレード・タームズと称されるCIPでは10.6社に1社、FCAでは12.8社に1社、CPTでは12.8社に1社の、在来船用のトレード・タームズにつぎ、Ex・Delivered系タームズとほぼ同水準の使用頻度となっていた。

Ex・Delivered系タームズであるEXWでは3.0社に1社、DDUでは10.6社に1社、DDPでは12.8社に1社、DATでは12.8社に1社、DAPでは15.9社に1社、DESでは64.0社に1社、DEQでは64.0社に1社の使用頻度となっていた。

9) C&F

10) FOB Airportのコード名で、1976年にインコタームズ規定に追加、1980年のインコタームズ改定時に引き続き規定、1990年の改定時に削除された。

11) 2010年版インコタームズから削除された規則。

12) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

13) 2010年版インコタームズから新規に規定された規則。

14) 2010年版インコタームズから削除された規則。

15) 2010年版インコタームズから削除された規則。

16) 2010年版インコタームズから削除された規則。

17) 2018年調査時の最新版インコタームズは2010年版であり、同インコタームズは「いかなる単数または複数の運送手段にも適した規則と規定された」(International Chamber of Commerce, *INCOTERMS*[®] 2010 (ICC Rules for the use of domestic and international trade terms) & Chambre de Commerce Internationale, *INCOTERMS*[®] 2010 (Les règles de l'ICC pour l'utilisation des termes de commerce nationaux et internationaux), No.715EF, 2010.10, pp.8~9 & 130~31.; 国際商業会議所日本委員会 (新堀聰訳) 『インコタームズ[®]2010』2010年10月、130~31頁)。

回答数ベースにおいて、FOB、CFR、CIFの在来船用のトレード・タームズは合計6割強を占め、FOB Airport (FOA) は約1割となっていた。コンテナ・トレード・タームズは合計1割弱を占めていた。Ex・Delivered系タームズであるEXWでは約1割、DDUでは3分、DDPでは2分強、DATでは2分強、DAPでは2分、DESでは1分弱、DEQでは1分弱となっていた。

大企業では、FOB、CIF、CFR、EXW、DDU、FCA、CPT、DDPを使用していた。しかしCIPの使用経験がなかったこと、また2010年版インコタームズで新規に規定されたDAT、DAPの使用経験がなかったことが意外であった。

吉田論文¹⁸⁾においては、回答者ベースにおいて、資本金が2,000万円以上では、在来船用のトレード・タームズであるFOB、CIFではともに1.1社に1社、CFRでは1.2社に1社の高い使用頻度となっていた。FASでは5.9社に1社と低い使用頻度となっていた。またFOB Airport (FOA) では1.8社に1社の比較的高い使用頻度となっていた。つぎにいわゆるコンテナ・トレード・タームズと称されるFCAでは3.3社に1社、CIPでは4.2社に1社、CPTでは5.5社に1社、Ex・Delivered系タームズであるEXWでは1.6社に1社、DDUでは2.7社に1社、DDPでは3.3社に1社の高い使用頻度となっていたが、DAPでは14.7社に1社、DATでは16.4社に1社の低い回答頻度となっていた。一方、資本金が0～1,000万円未満では、FOB、CIFではともに1.3社に1社、CFRでは1.4社に1社の高い使用頻度となっていた。FASでは37.0社に1社と低い使用頻度となっていた。またFOB Airport (FOA) では3.4社に1社の使用頻度となっていた。つぎにいわゆるコンテナ・トレード・タームズと称されるFCAでは18.5社に1社、CIPでは27.8社に1社、CPTでは37.0社に1社、Ex・Delivered系タームズであるEXWでは3.4社に1社であったが、DDPでは22.2社に1社、DDUでは37.0社に1社の低い使用頻度となっていた。

4 未使用であるが理解しているトレード・タームズ

1) 結果の比較

「貴社が使用したことはないがご存知のトレード・タームズは何ですか」(複数回答可)について質問したところ、次の回答を得た。

18) 10頁。

未使用であるが理解しているトレード・タームズ

〔上段：回答者ベース〕（下段：回答数ベース）（単位％）

		EXW	DDP	CIF	CIP	FOB	FOA	FCA
中小企業	[48件] (152件)	15件 [31.3] (9.9)	14件 [29.2] (9.2)	13件 [27.1] (8.6)	12件 [25.0] (7.9)	11件 [22.9] (7.2)	11件 [22.9] (7.2)	11件 [22.9] (7.2)
大企業								

DDU	FAS	DAT	CFR	CPT	DES	DAP	DAF	DEQ
11件 [22.9] (7.2)	10件 [20.8] (6.6)	9件 [18.8] (5.9)	8件 [16.7] (5.3)	8件 [16.7] (5.3)	6件 [12.5] (4.0)	5件 [10.4] (3.3)	4件 [8.3] (2.6)	4件 [8.3] (2.6)
						○		

2) 結果の分析

この結果は、貿易業者が将来使用することになるかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考えられる。

筆者は、従来から貿易業者が見知らぬトレード・タームズを実際に使用するようになるまでの過程を3段階に分類している¹⁹⁾。第1段階は、貿易業者があるトレード・タームズを見たことも聞いたこともない状態である。この段階はあるトレード・タームズを見たり聞いたりしたことがあってもそれがまったく記憶に残っていない状態を含めるものと解釈する。第2段階は、貿易業者が特定のトレード・タームズの内容を理解しているが未だに使用したことがない状態である。この段階は特定のトレード・タームズを十分に理解していないがそのタームズ名が認識されている状態を含めるものと解釈する。この段階は実際にトレード・タームズを使用する過渡期ととらえることができる。最後に第3段階は、あるトレード・タームズを能動的・受動的であるとを問わずに実際に貿易取引で使用した経験のある状態をいう。

この結果は、まさに第2段階にあるトレード・タームズを明らかにするものであり、貿易業者が将来使用することになるかもしれないトレード・タームズを占ううえでの一つの指標になるものと考え、筆者はこの結果を潜在的使用率・使用頻度²⁰⁾と呼んでいる。

中小企業では、回答者ベースにおいて、在来船用のトレード・タームズであるCIFでは3.7社に1社、FOBでは4.4社に1社、CFRでは6.0社に1社の中位の回答頻度となっていた。FASでは4.8社に1社の中位の回答頻度となっていた。FOB Airport (FOA) では4.4社に1社の在来船用のトレード・タームズとはほぼ同じ回答頻度となっていた。いわゆるコンテナ・トレード・

19) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向とその展望－在販貿易業者を対象とした2007年アンケート調査より－」『日本貿易学会年報JAFTAB』第46号，日本貿易学会，2009年3月，53頁。〔以下，吉田論文c〕

20) 吉田友之「トレード・タームズにおける使用動向の推移－在販貿易業者を対象としたアンケート調査より－」『日本貿易学会年報JAFTAB』第42号，日本貿易学会，2005年3月，152～3頁。〔以下，吉田論文d〕

タームズと称されるCIPでは4.0社に1社、FCAでは4.4社に1社、CPTでは6.0社に1社となっていた。Ex・Delivered系タームズであるEXWでは3.2社に1社、DDPでは3.4社に1社、DDUでは4.4社に1社、DATでは5.3社に1社、DESでは8.0社に1社、DAPでは9.6社に1社、DAFでは12.0社に1社、DEQでは12.0社に1社の回答頻度となっていた。

回答数ベースにおいて、FOB、CFR、CIFの在来船用のトレード・タームズは合計2割強を占め、FASを加えると合計3割弱であった。FOB Airport (FOA) は約7分となっていた。コンテナ・トレード・タームズは合計約2割を占めていた。Ex・Delivered系タームズであるEXWでは約1割、DDPでは約1割、DDUでは約7分、DATでは約6分、DESでは4分、DAPでは3分強、DAFでは3分弱、DEQでは3分弱となっていた。

大企業では、2010年版インコタームズで新規に規定されたDAPのみが今後使用される可能性のあることが分かった。

5 FOB, C&F (CFR), CIFの使用理由

1) 結果の比較

「FOB, C&F (CFR), CIFについて、なぜそれらのトレード・タームズを使用したのですか」(主な理由を2～3つ回答)について質問したところ、次の回答を得た。

FOB, C&F (CFR), CIFの使用理由 [上段: 回答者ベース] (下段: 回答数ベース) (単位%)

		従来から使用し 不都合・問題ない	取引先からの求め に応じて	定期在来船を使用 しているため	価格採算の意味で 使用しているため
中小企業	[64件] (125件)	45件 [70.3] (36.0)	25件 [39.1] (20.0)	16件 [25.0] (12.8)	15件 [23.4] (12.0)
大企業		○	○		○
		輸出入申告価格が FOB価格・CIF価 格 ²¹⁾	それ以外のターム ズを知らないから	その他	どれも使用した ことがないから
		15件 [23.4] (12.0)	7件 [10.9] (5.6)	2件 [3.1] (1.6)	0件 [0.0] (0.0)

2) 結果の分析

中小企業では、回答者ベースにおいて、「従来から使用していて不都合や問題がないから」が1.4社に1社という回答頻度であった。「取引先からの求めに応じて」が2.6社に1社という回

21) 輸出時には関税法、関税法施行令で仕入書を税関に提出しなければならないため選択肢にはFOB価格とした。輸入時には関税法、関税法施行令、関税定率法で仕入書、運賃明細書、保険料明細書などを税関に提出しなければならないため選択肢にはCIF価格とした。

答頻度であった。「定期在来船を使用しているため」が4.0社に1社という回答頻度であった。「価格採算の意味で使用しているため」が4.3社に1社という回答頻度であった。「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」が4.3社に1社という回答頻度であった。「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」が9.1社に1社という回答頻度であった。「どれも使用したことがない」がゼロであった。

回答数ベースにおいて、「従来から使用していて不都合や問題がないから」が3割6分、「取引先からの求めに応じて」が2割、「定期在来船を使用しているため」、「価格採算の意味で使用しているため」、「税関への輸出入申告価格がFOB価格（輸出時）またはCIF価格（輸入時）となっているため」がそれぞれ1割強、「それ以外のトレード・タームズをよく知らないから」が6分弱を占めていた。

大企業では、「従来から使用していて不都合や問題がないから」、「取引先からの求めに応じて」、「価格採算の意味で使用しているため」を選択していた。

6 FCA, CPT, CIPの使用打診の有無とその結果

1) 結果の比較

「(FCA, CPTまたはCIPをご存知の方は回答ください) FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先に打診したことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診の結果はどうでしたか」について問うたところ、次の回答を得た。

FCA, CPT, CIPの使用打診とその結果

(単位%)

		使用打診 無し	使用打診 有り	その他	取引先に理 解を求めて 使用	取引先が無 知で不使用	取引先との 力関係から 使用	その他
中小企業	(28件)	22件 (78.6)	5件 (17.9)	1件 (3.5)	3件 (60.0)	1件 (20.0)	1件 (20.0)	0件 (0.0)
大企業		○						

2) 結果の分析

中小企業では、「使用を打診したことがある」では2割弱であった。FCA, CPT, CIPのコンテナ・トレード・タームズを知っている業者であっても使用を打診したことがある業者は低い比率であり、多くの業者はそれらのタームズの使用を相手方に打診していない。

「使用を打診した」場合には、「取引先にこれらのトレード・タームズについて理解を求めたうえで使用を受け入れてもらった」との回答は、6割の比率であった。「取引先との力関係から相手方にこれらのトレード・タームズの使用を受け入れさせた」は、2割であった。この結果、いわゆる「使用を受け入れてもらった」の合計は8割となっていた。一方、「取引先がこれらのトレード・タームズについて無知であったので使用しなかった」は2割であった。この結果、いわゆる「使用を受け入れてもらえなかった」の合計は2割に過ぎなかった。

大企業では、「使用を打診したことがある」の選択がされていなかった。中小企業においても一定の割合でコンテナ・トレード・タームズの使用打診を行っているのに対して、なぜ打診したことがないのか理解に苦しむ結果となっていた。

7 FCA, CPT, CIPの被使用打診の有無とその結果

1) 結果の比較

「FCA, CPTまたはCIPというトレード・タームズの使用を取引先から打診されたことがありますか」について質問し、「ある」と回答した者に「打診された結果はどうでしたか」について問うたところ、次の回答を得た。

FCA, CPT, CIPの被使用打診とその結果 (単位%)

		被使用打診無し	被使用打診有り	その他	取引先から説明受け使用受入	取引先との力関係から使用受入	その他	当方が無知で不使用
中小企業	(59件)	52件 (88.1)	7件 (11.9)	0件 (0.0)	3件 (42.8)	2件 (28.6)	2件 (28.6)	0件 (0.0)
大企業			○		○			

2) 結果の分析

中小企業では、「使用の打診を受けたことがある」では1割強であった。

「使用の打診を受けた」場合には、「取引先からこれらのトレード・タームズについて説明を受けたうえで使用した」は4割強、「取引先との力関係から使用を受け入れた」は3割弱であった。その結果、いわゆる「使用を受け入れた」の合計は7割強となっていた。一方、「当方がこれらのトレード・タームズについて知らなかったので使用しなかった」はゼロであった。

本質問は、コンテナ・トレード・タームズの使用経験がある場合、そのタームズを未使用であるが知っている場合、およびそのタームズを知らない場合のいずれの業者に対しても回答を求めている。

大企業では、「使用の打診を受けたことがある」との回答がされていた。「使用の打診を受けた」場合には、「取引先からこれらのトレード・タームズについて説明を受けたうえで使用した」との回答であった。会社の規模から「取引先との力関係から使用を受け入れた」ということはないようであった。

7 使用するトレード・タームズが準拠する規則

1) 結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」(1~2つ回答)について問うたところ、次の回答を得た。

トレード・タームズの準拠規則〔上段：回答者ベース〕（下段：回答数ベース）（単位％）

		どの規則にも準拠していない	インコタームズ (何年版かは明示しない)	インコタームズ 2010年版	社内で独自に作成 した規則
中小企業	[62件] (70件)	27件 [43.6] (38.6)	13件 [21.0] (18.6)	10件 [16.1] (14.3)	9件 [14.5] (12.9)
大企業			○	○	

その他	インコタームズ 2000年版	同業者団体が規定 した規則	1941年改正米国貿 易定義
5件 [8.1] (7.1)	3件 [4.8] (4.3)	2件 [3.2] (2.8)	1件 [1.6] (1.4)

2) 結果の分析

中小企業では、回答者ベースにおいて、「どの規則にも準拠していない」は2.3社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は4.8社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は6.2社に1社、「社内で独自に作成した規則」は6.9社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は20.7社に1社、「同業者団体が規定した規則」は31.0社に1社、「1941年改正米国貿易定義」は62.0社に1社とつづいていた。

回答数ベースにおいて、「どの規則にも準拠していない」は4割弱を占め、以下「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は2割弱、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は約1割5分、「社内で独自に作成した規則」は1割強、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は約4分、「同業者団体が規定した規則」は約3分、「1941年改正米国貿易定義」は約1分の順となっていた。

大企業では、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」を選択していた。

吉田論文²²⁾において、回答者ベースにおいて、資本金が2,000万円以上では、「どの規則にも準拠していない」は5.7社に1社の低い回答頻度、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は2.3社に1社の高い回答頻度、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は3.4社に1社の高い回答頻度となっていた。一方、資本金が0～1,000万円未満では、「どの規則にも準拠していない」は2.7社に1社の高い回答頻度、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は5.6社に1社の低い回答頻度、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は4.8社

22) 8～9頁。

に1社の低い回答頻度となっていた。

8 紛争解決方法規定の有無

1) 結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ、次の回答を得た。

紛争解決方法規定の有無 (回答数ベース) (単位%)

		ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため	ない…貿易売買契約書自体を作成していない	ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	ある…商事仲裁による紛争解決規定
中小企業	(63件)	23件 (36.5)	20件 (31.8)	15件 (23.8)	4件 (6.3)
大企業					○

ある…訴訟による紛争解決規定	ある…同業者団体の仲介による紛争解決規定	その他
1件 (1.6)	0件 (0.0)	0件 (0.0)

2) 結果の分析

中小企業では、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は約4割弱、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は3割強、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は2割強、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は1割弱、「ある…訴訟による紛争解決規定」は約2分を占めていた。

大企業では、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」を選択していた。

吉田論文²³⁾においては、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、資本金が0～1,000万円未満では2割弱、2,000万円以上では2割強とほぼ同じ回答比率となっていた。一方、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は、資本金が2,000万円以上では4割弱、0～1,000万円未満では5割強、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、資本金が2,000万円以上では1割弱、0～1,000万円未満では2割弱、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は、資本金が0～1,000万円未満では5分弱、2,000万円以上では1割5分強を占めていた。

23) 10～11頁。

9 ウィーン売買条約の認識度

1) 結果の比較

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ、次の回答を得た。

		全く知らない	あまり知らない	ほとんど知らない	少しは知っている	大体は知っている	その他
中小企業	(62件)	31件 (50.0)	12件 (19.4)	8件 (12.9)	10件 (16.1)	1件 (1.6)	0件 (0.0)
大企業			○				

2) 結果の分析

ウィーン売買条約（CISG；United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods〔Vienna Sale Convention〕）は2021年1月1日現在94カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

中小企業では、「全く知らない」は5割、「あまり知らない」は約2割、「ほとんど知らない」は1割強で、いわゆる「知らない」と回答した者は計8割強を占めていた。一方、「少しは知っている」は1割5分強、「大体は知っている」は約2分で、いわゆる「知っている」と回答した者は計2割弱であった。わが国において同条約が有効となってから9年が経過した時点での調査結果からすると、いわゆる「知っている」との回答者が依然として少ないといわざるを得ない。

大企業では、「あまり知らない」を選択していた。当初、いわゆる「知っている」の回答を予想していたが意外な結果であった。

吉田論文²⁴⁾においては、「あまり知らない」は、資本金が0～1,000万円未満、2,000万円以上ともに2割強、「ほとんど知らない」は、0～1,000万円未満、2,000万円以上ともに2割前後とほぼ同じ回答比率となっていた。一方、「全く知らない」は0～1,000万円未満では4割5分、2,000万円以上では2割5分強、「少しは知っている」は0～1,000万円未満では1割弱、2,000万円以上では1割強、「大体は知っている」は0～1,000万円未満では5分強、2,000万円以上では2割弱を占めていた。

24) 11～12頁。

むすび

1 トレード・タームズの使用動向の比較

1) 使用経験のあるトレード・タームズ

企業規模に関わりなく、FOB、CIF、CFRの在来船用のトレード・タームズは概ね差異はなく同様の高い使用傾向がみてとれた。しかしFCA、CPT、CIPのいわゆるコンテナ・トレード・タームズは、中小企業では、在来船用のトレード・タームズにつき、Ex・Delivered系タームズとほぼ同水準の使用頻度と相対的に低かったものの、大企業ではCIPを除いて確実に使用されていた。Ex・Delivered系タームズは、中小企業では、相対的に低い使用頻度であったが、大企業ではEXW、DDU、DDPは確実に使用されていた。大企業といえども当該企業が扱う商品および当該企業の売買対象地域・国により、ロジスティックスに相違があるため、一概にはいえないが、本調査時点(2018年)では最新版のインコタームズが規定されてから10年近くが経過していることからすると、DAT、DAPの使用を必要としないロジスティックス態勢が構築されているのかインコタームズの不勉強であるのかの判断はできない。

また、FASを除いて、FOB、CFR、CIFでは資本金額により使用頻度にほとんど相違はなく、FOB Airport (FOA) では資本金額の高い方が使用頻度が高くなっていったが大きな相違点はみられなかった。一方、FCA、CPT、CIP、DDU、DDPでは資本金額が多くなるほど使用頻度が高くなっており、資本金額の多寡によりコンテナ・トレード・タームズの使用頻度は明らかに相違していた。

2) 未使用のトレード・タームズ

いわゆる第2段階にある、トレード・タームズの潜在的な使用率・使用頻度は、中小企業では、コンテナ・トレード・タームズはEx・Delivered系タームズとほぼ同じで上・中位であったが、大企業ではDAPのみが選択されていた。また、中小企業では、2010年版インコタームズで新規に規定されたDATについては中位であったが、大企業ではDATについては、第1段階の状況であることが意外であった。

2 FOB, C&F (CFR), CIFの使用理由の比較

FOB、C&F (CFR)、CIFの使用理由として、企業規模に関わりなく、「従来から使用して不都合や問題がないから」、「取引先からの求めに応じて」で概ね差異はなく同様の選択傾向がみてとれた。

なかでも大企業は、上記「2トレード・タームズの決定者」のところで「一概に誰とはいえない(ケースバイケース)」が選択されていたが、本質問結果と考え併せると、「取引先」の意向もかなり反映され、かつ当該企業自身も「従来から使用して不都合や問題がないから」

それらのタームズを使用しているのであろうと推測できた。その使用理由として自社、相手先ともかなり受動的、保守的な要因が働いていることがみてとれた。

3 FCA, CPT, CIPの使用打診・被使用打診の有無とその結果の比較

コンテナ・トレード・タームズの使用を打診した場合、中小企業においてもそれらのタームズの受入率は8割となっていた。本稿で対象とした大企業はその使用打診を行ったことはなかったが、仮に大企業でその使用打診をしたならば、一層そのタームズの使用率は大きく増加するものと推測できた。

コンテナ・トレード・タームズの使用の打診を受けた場合、企業規模に関わりなく、それらのタームズの使用を受け入れることが多くなっていた。特に中小企業では、「取引先から説明を受けて使用を受け入れた」以外に「取引先との力関係から受け入れたことがある」が選択されていた。大企業では、「取引先との力関係から受け入れたことがある」は選択されておらず、これが中小企業との相違点であった。

4 商事紛争対策等の比較

トレード・タームズの準拠規則については、大企業では、「どの規則にも準拠していない」の選択はなく、原則インコタームズをトレード・タームズの準拠規則としていた。本調査時点で最新版のインコタームズである、インコタームズ2010年版を準拠規則としていたものの、何年版かを不明示のまま単にインコタームズを準拠規則としている場合があった。一方、中小企業では、「どの規則にも準拠していない」が圧倒的に多く、これが大企業との相違点であった。

資本金額が多くなるほど、何らかのトレード・タームズの準拠規則を選択する傾向にあり、なかでもインコタームズ2010年版の選択傾向は高くなっていた。一方で資本金額が多い場合でも、インコタームズを選択しながらその改定年を未表示のままであるとの回答頻度は高くなっていた。

つぎに、紛争解決方法規定については、資本金額が多くなるほど、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は低下傾向がみられ、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」をとる場合は上昇傾向がみてとれた。商事仲裁は実務上最も現実的で適切な解決規定であるとされている。大企業では、この解決方法をとっているが、理論上は仲裁機関名、仲裁場所、仲裁規則などを指定し、そこから下された裁定が当事者に対してどのような効果を及ぼすのかについても規定する必要がある。大企業といえどもそこまで詳細に規定されているのか否かが問題となろう。

5 ウィーン売買条約の認識度の比較

資本金額が多くなるほど、「全く知らない」は低下傾向がみられ、「大体は知っている」、「少しは知っている」は上昇傾向がみてとれた。但し、本稿が対象とした大企業は「あまり知らない」を選択していた。

〔付言〕本アンケート調査に協力いただいた愛媛県の業者の皆様に御礼申し上げます。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

*新型コロナウイルス感染拡大の中、最前線で奮闘頂いている医療従事者の方々に敬意を表するとともに、深謝申し上げます。